

Tillis 議員が知財庁構想を提案

2022年2月2日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

1月26日、米国連邦議会の上院司法委員会知財小委員会の Thom Tillis 議員（ノースカロライナ州選出、共和党）は、合衆国行政会議（Administrative Conference of the United States、ACUS）¹の Matthew Wiener 議長代行ら宛に、知財庁設立の要否に関する調査を要請する書簡²を送付した。

Tillis 議員は、知財に関連した機関が複数の連邦政府機関に散在していることが政策の矛盾や不必要な官僚制の原因となっており、知財関連部門を一つの機関に集中させることで、米国民の知財システムへの参加を支援するとともに、知財の重要性を示すことができると述べている。

Tillis 議員の構想は、少なくとも商務省に設置されている USPTO と米国議会図書館に設置されている著作権局を統合し、さらに、大統領行政府内に設置されている知的財産執行調整官（IPEC）室及び他機関の知財関連部門を統合して独立機関を設立するというものである。この機関の長は大統領による指名及び上院による承認が必要な役職とし、特許、商標、著作権、政策調整といった分野ごとに局長を設置すべきだとしている。

現在は、USPTO 長官は大統領による指名及び上院による承認が必要である一方、著作権局長は議会図書館により指名されている。また、USPTO の財源は手数料収入である一方、著作権局の財源は手数料収入だけでなく議会図書館の予算からも支出されているといった点で両機関は異なる。

Tillis 議員は、ACUS が USPTO 及び著作権局と共にこの構想に関する調査を行い、報告書を 2023 年 2 月 1 日までに提出するよう求めている。調査で検討すべきとされた点は以下のとおり。

➤ 財源

財源を手数料収入のみとする方法、権利の登録や記録に関する業務は手数料収入とし、他の業務には政府予算を充てる方法、及び、その他の可能性としてのどの業務に政府予算を充てるかについて異なる方法を検討する。どのような仕組みとするかに関わらず、業務の継続性のために予備費を確保すること、全ての手数料を知財に関する業務のみに使用することが重要。

➤ 主要業務

以下それぞれの業務をどのように実施するかを検討する。

- ・特許権の付与と発行、権利の譲渡や移転等の記録

¹ 官民セクターの代表者からなり、行政手続の改善に向けた政策提言等を行うために行政部内に設置された連邦政府の独立機関。

² Thom Tillis Letter to Acting Chairman Wiener and Mr. Rubin (Jan 26, 2022)

- ・ 商標権の登録、権利の譲渡や移転等の記録
- ・ 著作権の登録、関連する記録、ライセンスプログラム（使用料の徴収）
- ・ 大統領、議会、裁判所及び政府機関に対し、国内及び国際的な知財に関する問題について助言を行うこと
- ・ 知財に関する問題の調査
- ・ 連邦機関や国民に対し、もしくは他国知財庁等と協力して、教育プログラムを実施すること
- ・ 知財に関して国際会合や交渉の場で米国を代表すること
- ・ 知財に関する法令の発行
- ・ 知財に関する国際機関の会合や他国政府との会合への出席
- ・ 議会の指示もしくは知財関連法の規定による業務
- ・ 知財に関して少数派を含む国民を直接支援すること
- ・ USPTO 特許審判部（PTAB）等の審判制度の提供
- ・ 特許諮問委員会（PPAC）等の諮問委員会の資金拠出
- ・ 他に知財庁にとって必要な業務

➤ 重複機能の合理化

著作権に関する国内及び国際的な政策立案を USPTO と著作権局が一緒に行う等、統合知財庁の設立によりどの業務を合理化できるか検討する。

（以上）